

福島復興再生特別措置法の概要

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ② 公共施設の清掃等を国が実施
 - ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④ (特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施 等
- ※ 特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- 地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- 風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- 風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
 - 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
- ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等